

「令和2年7月豪雨」関係 のお知らせ

令和3年12月

熊本県

病院等の窓口負担免除措置は、令和3年12月末 をもって終了となります。

- 災害救助法の適用市町村にお住まいで、下記の対象保険者に加入されており、次の①～⑤のいずれかに該当する方に対して行われている医療機関、介護サービス事業所等での窓口負担免除措置は、令和3年12月31日をもって終了します。

上記の免除措置終了に伴い、令和4年1月1日以降は、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが必要となりますので、お知らせします。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

国民健康保険・介護保険（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）
熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合、熊本県後期高齢者医療広域連合

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。



©2010 熊本県くまモン

介護サービス利用料の免除が令和3年12月31日までで終了します。

なお、免除を受けるにあたり、下記のような介護保険料免除証明書を提示していただきましたが、ご不要になりました免除証明書は令和4年1月以降に、破棄していただくか、最寄りの市役所・支所へ返却ください。

(免除証明書 例)

(様式1)

介護保険利用料免除証明書	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 保険者番号 432153
被保険者氏名	〇〇 〇〇〇 生年月日 昭和 年 月 日
住 所	天草市 町 番地
特 例 の 内 容 及 び 有 効 期 間	利用料の免除 (令和2年7月4日から令和3年12月31日まで) 免除の期間が12月31 日で終了します。

上記のとおり証明する。

令和3年6月29日

天草市長 馬場 昭治



この証は、令和2年7月豪雨により被災した被保険者が介護サービス事業所等で介護サービスを受けた際に支払う利用料の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 介護サービス事業所等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。